



委任契約

09-1 委任契約

図表 委任契約の効力

受任者の義務	委任者の義務
<p>① 善管注意義務（644条） 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。委任契約が、当事者間の信頼関係を基礎としていることから、有償・無償を問わずこの義務を負う。</p> <p>② 自己執行義務（644条の2） 委任契約は、当事者間の信頼関係を基礎とすることから、原則として、受任者は、委任者の許諾を得たとき、または、やむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない（644条の2第1項）。代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う（644条の2第2項）。</p> <p>③ 報告義務（645条）</p> <p>④ 受取物の引渡義務（646条1項）</p> <p>⑤ 金銭消費の責任（647条）</p>	<p>① 費用前払義務（649条）</p> <p>② 費用償還義務（650条1項）</p> <p>③ 債務弁済、担保供与義務（650条2項）</p> <p>④ 損害賠償義務（650条3項）</p> <p>⑤ 報酬支払義務（648条1項）</p> <p>受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。つまり、委任契約は、原則として無償契約である。</p>

図表

報酬請求権

	内 容
原 則	受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない(648条1項)。つまり、委任契約は、原則として無償契約である。
報酬の支払時期	(1) 履行割合型の委任 履行割合型の委任とは、事務処理の労務そのものに対して報酬が支払われる委任をいう。この場合、受任者は、原則として、委任事務を履行した後でなければ、報酬を請求することができない(648条2項本文)。 (2) 成果完成型の委任 成果完成型の委任とは、事務処理の結果として得られた成果に対して報酬が支払われる委任をいう。この場合、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない(648条の2第1項)。
中途終了の場合の報酬	(1) 履行割合型の委任 ①委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき、または、②委任が履行の途中で終了したときは、受任者は既に行った履行割合に応じて報酬を請求することができる(648条3項)。 (2) 成果完成型の委任 ①委任者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき、または、②成果が完成前に解除されたときにおいて、受任者が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって委任者が利益を受けるときは、受任者は、委任者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる(648条の2第2項・634条)。

図表

委任の終了

	内 容
無理由解除	委任契約は、各当事者が、債務不履行がなくとも、いつでもその解除をすることができる(無理由解除 651条1項)。 もっとも、①相手方に不利な時期に委任を解除したとき、②委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したときは、やむを得ない事由があったときを除いて、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない(651条2項)。
委任の終了事由	委任契約は、委任者、受任者間の信頼関係を基礎とするため、①委任者または受任者の死亡、②破産手続開始決定、③受任者の成年後見開始の審判によっても終了する(653条)。

判例


委任の終了

判 旨	委任者が、受任者に対し、入院中の諸費用の病院への支払、自己の死後の葬式を含む法要の施行とその費用の支払、入院中に世話になった家政婦や友人に対する応分の謝礼金の支払を依頼する委任契約は、当然委任者の死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものであり、民法653条の法意は右合意の効力を否定するものではない(最判平4.9.22)。
-----	--

10-2 委任と事務管理の比較

 図表 委任と事務管理の比較

	委任契約	事務管理
法的性質	法律行為	準法律行為
注意義務	善管注意義務（644条）	善管注意義務 ただし、緊急事務管理の場合は、悪意・重過失の場合のみ責任を負う（698条）
報告義務	○	○
引渡義務	○	○
利息支払・損害賠償責任	○	○
報酬支払義務	特約ある場合のみあり	規定なし
費用前払義務	○	規定なし
費用償還請求権	○	有益な場合のみ
代弁請求権	○	有益な債務のみ
損害賠償請求権	○ (無過失責任)	規定なし

 判例 事務管理と代理

判 旨

事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂うのであって、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋合のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである（最判昭36.11.30）。